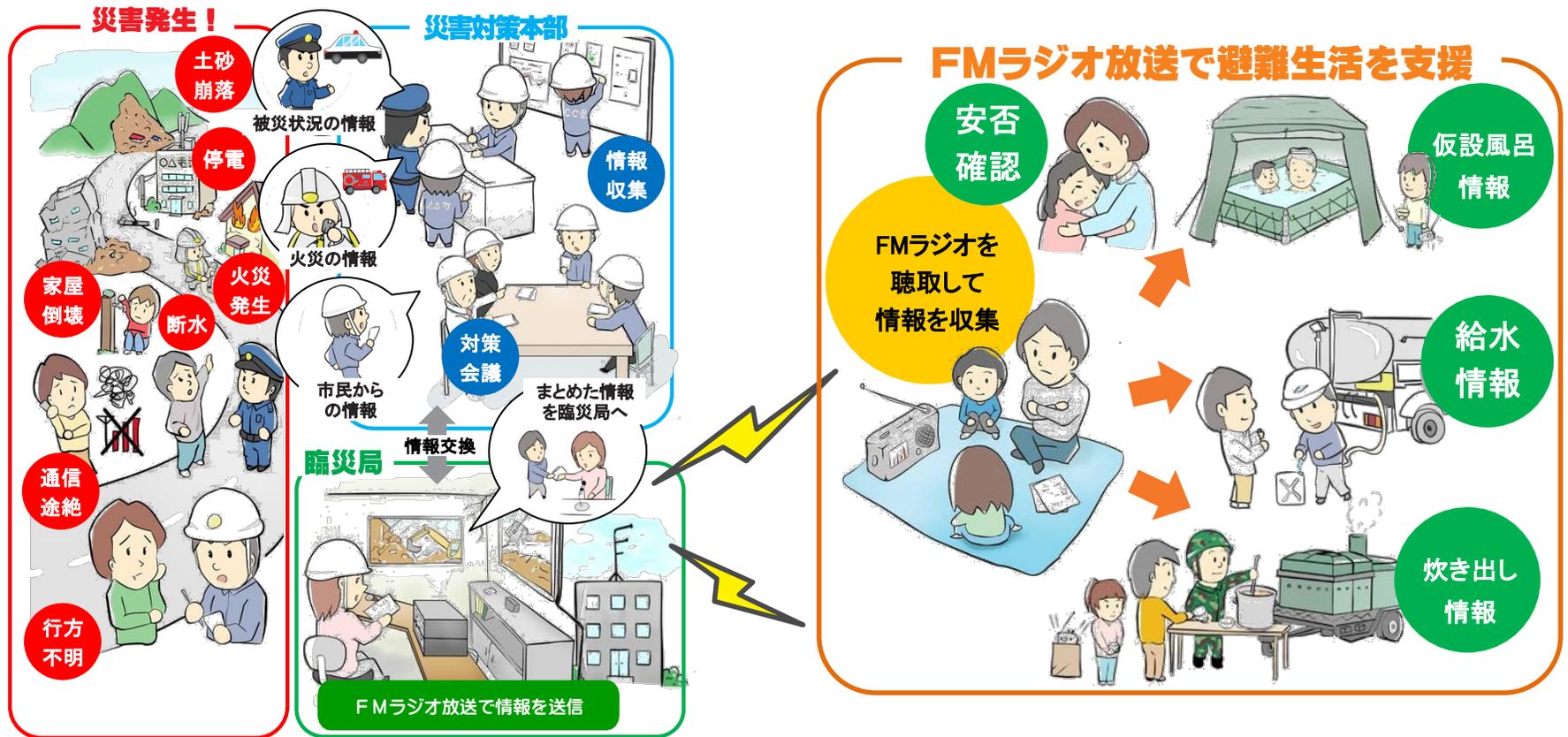


臨時災害放送局用設備の貸与

- 災害によって通信・放送が途絶した状況となっても、地域住民に対してFMラジオ放送で情報を伝達できる『臨時災害放送局用設備』を地方公共団体等の要請に基づき無償で貸与します。
- 速やかにFMラジオ放送を開始できるよう支援します。



【連絡先】 信越総合通信局
放送課

1 TEL 026-234-9938 (平日)
090-3145-9497 (夜間・休日)

2 TEL 090-2329-9608
(1の連絡先につながらない場合)

臨時災害放送局用設備の概要

臨時災害放送局（臨災局）とは

- ・ 被災された住民に向けて救援や生活支援等に必要な情報を提供するため、地方公共団体等が臨時かつ一時的に開設するFMラジオ放送局
- ・ コミュニティFM局が臨時災害放送局になることも可能

臨災局の開設するには

電話等で申請すれば迅速に免許（臨機の措置）

設備の貸与

地方公共団体等の要請により臨時災害放送用設備を無償*貸与 * 借受者が運用・保守等に係る費用を負担

《外観》



※無線従事者の選任、開局申請が必要

《諸元》

送信部諸元（超短波帯（FM）送信機）	
外形重量	幅505mm高302mm奥行655mm 29kg
送信可能周波数	76.1～89.9MHz
送信出力	10W～100W
電波型式	F3E及びF8E（モノラル及びステレオ）
消費電力	最大270VA（空冷ファン冷却）
空中線系	ダイポールアンテナ、伸縮マスト（1.3m～6m）、同軸ケーブル20m、ダミー抵抗（連続使用120W 自然空冷式）
音声調整装置諸元	
外形重量	幅505mm高302mm奥行655mm 28kg
音声ミキサ	（音声リミッタ付き）CDプレーヤー、USBポート、5chミキシング入力端子
付属装置	マイクロフォン（スタンド付）、ヘッドフォン、電源ケーブル（ドラム30m）等

コミュニティ放送局との主な違い

	臨時災害放送局	コミュニティ放送局
空中線電力	必要に応じ最小限	原則20Wまで
免許主体	地方公共団体等	民間法人等
免許の期間	必要な期間	5年間